

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第69期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	明星工業株式会社
【英訳名】	MEISEI INDUSTRIAL Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大谷 壽輝
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
【電話番号】	大阪(06)6447-0275（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 印田 博
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区湊一丁目8番15号 明星工業株式会社 東京本部
【電話番号】	東京(03)3206-7900
【事務連絡者氏名】	東京総務課長 高野 文男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 明星工業株式会社 東京本部 （東京都中央区湊一丁目8番15号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第3四半期連結 累計期間	第69期 第3四半期連結 累計期間	第68期 第3四半期連結 会計期間	第69期 第3四半期連結 会計期間	第68期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	27,090	22,675	8,887	6,717	39,653
経常利益(百万円)	1,963	1,273	727	157	3,462
四半期(当期)純利益(百万円)	1,406	1,138	576	163	1,658
純資産額(百万円)	-	-	26,893	27,724	27,124
総資産額(百万円)	-	-	48,137	44,116	45,009
1株当たり純資産額(円)	-	-	457.17	477.42	464.12
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	24.35	20.10	10.03	2.89	28.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	20.09	-	2.89	-
自己資本比率(%)	-	-	54.2	61.3	58.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,293	2,721	-	-	5,020
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	380	1,346	-	-	528
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,302	1,606	-	-	3,719
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	6,358	8,234	8,521
従業員数(人)	-	-	662	674	654

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第68期第3四半期連結累計期間、第68期第3四半期連結会計期間及び第68期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	674
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	324
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
建設工事業(百万円)	5,933	-
ボイラ事業(百万円)	538	-
合計(百万円)	6,471	-

(2) 売上実績

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
建設工事業(百万円)	5,931	-
ボイラ事業(百万円)	786	-
合計(百万円)	6,717	-

- (注) 1. 当連結企業集団では生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。
 2. 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の金額及びその割合は、次のとおりであります。
 前第3四半期連結会計期間 該当する相手先はありません。
 当第3四半期連結会計期間 該当する相手先はありません。
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりであります。

建設事業における受注工事高及び施工高の状況

受注工事高、完成工事高、繰越工事高

期別	区分	期首繰越工事高 (百万円)	期中受注工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成工事高 (百万円)	期末繰越工事高 (百万円)
前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	施工	8,839	5,768	14,607	6,011	8,596
	販売	172	44	216	126	89
	計	9,011	5,812	14,824	6,138	8,686
当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	施工	6,447	4,929	11,376	5,194	6,181
	販売	15	108	124	90	34
	計	6,462	5,038	11,500	5,285	6,215
前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	施工	8,210	27,102	35,312	28,081	7,231
	販売	706	108	814	751	63
	計	8,916	27,211	36,127	28,832	7,295

- (注) 1. 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額に増減がある場合、期中受注工事高にその増減額が含まれております。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれております。
 2. 期末繰越工事高は(期首繰越工事高+期中受注工事高-期中完成工事高)であります。
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

完成工事高

期別	区分	国内		海外		合計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A) / (B) (%)	
前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	施工	19	5,972	20	0.3	6,011
	販売	-	28	98	77.7	126
	計	19	6,000	118	1.9	6,138
当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	施工	2	5,192	0	0.0	5,194
	販売	0	21	68	75.6	90
	計	2	5,213	68	1.3	5,285

(注) 1. 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の金額及びその割合は、次のとおりであります。

前第3四半期会計期間 株式会社川崎造船 717百万円 11.7%

当第3四半期会計期間 該当する相手先はありません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

繰越工事高(平成22年12月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	合計(百万円)
施工	-	6,181	6,181
販売	-	34	34
計	-	6,215	6,215

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とする新興国の経済成長と需要拡大に牽引され、業種による格差はあるものの、景気の回復傾向が僅かに見られましたが、米国及び欧州の経済状況の不透明感もあり、全体としては雇用情勢や為替動向等の要因を含めて、依然として先行きを懸念する状況が続いております。

当社グループはこの様な状況の中、国内外における需要分野において積極的な営業活動を展開いたしました。新規設備投資及び更新等需要の減少が影響し、当第3四半期連結会計期間の受注高は6,471百万円（前年同期比20.0%減）の計上にとどまりました。売上高は国内一般断熱工事及びクリーンルーム内装工事案件等の減少により6,717百万円（同24.4%減）、営業利益は売上高の減少及び新規分野（LED照明関連）等の費用増加により243百万円（同66.6%減）、経常利益は為替評価損等の影響もあり157百万円（同78.3%減）、四半期純利益は法人税等、少数株主利益の減少はありましたが163百万円（同71.6%減）の計上にとどまりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

建設工事業

主に国内一般断熱工事及びクリーンルーム案件等の減少により売上高は5,931百万円、セグメント利益は新規分野での費用増加もあり250百万円の計上にとどまりました。

ボイラ事業

国内の新缶等受注案件については順調に進捗、引渡ししが推移しましたが、海外向け案件の減少により売上高は786百万円にとどまりました。また、売上総利益率の減少もあり16百万円のセグメント損失の計上となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は8,234百万円となり、第2四半期連結会計期間末と比べ637百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、396百万円（前年同期は566百万円の減少）となりました。

主な増加要因は、売上債権の減少額915百万円、未成工事受入金の増加額329百万円、税金等調整前四半期純利益141百万円であり、主な減少要因は、未成工事支出金の増加額1,023百万円、その他引当金の減少額229百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、836百万円（前年同期は236百万円の増加）となりました。

主な減少要因は、定期預金の預入による支出710百万円、投資有価証券の取得による支出102百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、173百万円（前年同期は292百万円の減少）となりました。

主な減少要因は、配当金の支払額144百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容等

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様との総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。そして、かかる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様との共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

2. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 当社の企業価値の源泉について

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、昭和19年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラーの製造・据付、クリーンルーム内装工事及び環境関連事業にも取り組んでまいりました。

こうしたなかで、当社の技術力は、ユーザーから高い信頼を得るとともに、地球規模の課題である省エネルギーや環境保全の推進により、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、国内・海外市場において長年培ってきた事業の豊富な実績と確かな技術力、世界的テーマである環境分野の事業領域の拡大と施工実績、ユーザーのあらゆるニーズに対応可能な設計・施工のトータルエンジニアリング体制などにあります。

変化の激しい事業環境のなかで、当社の経営理念に基づき「改革、スピード&チャレンジ」をキーワードに、全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、中長期的視点に立ち安定的に企業価値を向上させるため、経営諸施策を確実に実施し、常に未来に挑戦してまいります。

(ロ) 中期経営計画について

当社は、企業価値をより高めるために、平成21年4月に中期経営計画（平成21年度～平成23年度）を策定しております。当中期経営計画においては、「激動期への挑戦」と位置付け、従来の経営基盤をさらに強化するとともに、迅速かつ効率的な経営を構築することを柱として、次の施策を重点項目に挙げております。当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値及び株主共同の利益の向上につながるものと考えております。

a. 収益力の強化

グローバル化に対応した迅速な重点的海外展開、国内の既存・新規顧客及び事業領域の拡大・創出、外部支援の獲得など複合的な規模の拡大と併せ、新技術・工法の開発、生産・資材・労務調達の効率化、コストダウン等により競争力の向上を図ります。

b. 財務基盤の充実

有利子負債のさらなる圧縮を始め株主資本比率の向上など、財務体質の充実と資産効率を高めるための積極的な事業投資を実施します。

c. 組織基盤の活性化

技術・工事施工には、高度な専門性を有する人材が不可欠であり、若手人材の活性化など中長期的な人材の育成、確保に努めるとともに、事業環境に応じた弾力的・機動的な組織体制の推進を図ります。

d. 社会的責任の推進

法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、さまざまなステークホルダーの皆様に対し、経営の透

明性を一層高め、企業の社会的責任を遂行します。

(二) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は平成21年6月より執行役員制度を導入し、経営責任と業務執行責任を分離し、経営としての意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る体制を構築いたしております。

また、社外監査役を含む監査役は、監査役会への出席、意見陳述や会計監査人との連携等により監査役としての職務を円滑に遂行しており、企業統治形態は意思決定の迅速化、効果的な内部牽制の両面におきまして、十分機能いたしております。なお、社外監査役2名は独立役員として指定いたしております。

当社グループは、経営の透明性の維持、適時適切な情報開示の実施、諸施策に取組むことがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えと位置づけ、今後も業務執行の監視体制を強化し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年6月26日開催の第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を平成24年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとする当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に対し、当社取締役会が策定する事業計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(イ) 本プランの適用対象

本プランは、以下のa.またはb.に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

(ロ) 本プランの内容の概要

上記(イ)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付内容等の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社の定める書式により提出を求め、当社が当該買付等についての情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。買付等は、検討期間が経過した後初めて実施されるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に社外監査役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会に対する諮問及び独立委員会からの勧告を経て、本プランの発動の是非に関する決定を行います。検討期間内に本プランの発動の是非に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で検討期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、最終決定を行うものとします。検討期間を延長するに至った場合は、当社取締役会はその理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに本必要情報を追加的に提供して頂きます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を毀損することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。本新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金銭を払込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められない条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。本プランの有効期間は、平成24年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は、本プランの有効期間中に、金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様のご共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、当社取締役会は、買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして必要があると判断した場合は、株主意思確認総会を招集し、本プランの発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとされています。さらに、こうした手続の過程につきましては、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

4．本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に関し以下の事項を考慮し、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(イ) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、「1．会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、企業価値を向上させる目的をもって、基本方針の考え方に沿って導入されたものです。

(ロ) 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

a．株主の意思を重視していること

本プランは、前掲「3．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載のとおり、株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

また、本プランは、平成21年6月26日開催の第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されたものであり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

b．買収防衛策に関する基本的枠組みを充足していること

本プランは、法務省及び経済産業省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっております。

c．当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みとなっていること

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、買付等に対する本プランの発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく本プランの発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

また、本プランでは買付者等が、本プランにおいて定められた手続を遵守しない場合、または買付者等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、本プランの発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

d．独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。独立委員会は、第三者の助言を得ることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

なお、その判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、透明性が確保されている仕組みとなっています。

e．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止できるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従って、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ株主共同の利益に資するものです。

（八）本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記のとおり、本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

また、当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランの発動もしくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

さらに、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策には該当しません。

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（４）研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は48百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000,000
計	190,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	63,386,718	同左	大阪証券取引所(市場第一部)	単元株式数1,000株
計	63,386,718	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年7月23日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	305
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	305,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	255
新株予約権の行使期間	自平成23年8月11日 至平成29年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 255 資本組入額 128
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要す。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(注)2 (1)当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (注) 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することは出来ない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、必要かつ合理的な範囲で適切に調整された調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年7月22日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	115,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	247
新株予約権の行使期間	自平成24年8月11日 至平成30年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 資本組入額 167
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要す。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(注)2 (1)当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

(3)当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (注) 3 (1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することは出来ない。
- (3)各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4)その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、必要かつ合理的な範囲で適切に調整された調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	63,386	-	6,889	-	999

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,735,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,123,000	56,123	-
単元未満株式	普通株式 528,718	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	63,386,718	-	-
総株主の議決権	-	56,123	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
明星工業株式会社	大阪市西区京町堀 一丁目8番5号	6,735,000	-	6,735,000	10.63
計	-	6,735,000	-	6,735,000	10.63

(注)当第3四半期会計期間末日における自己名義所有株式数は6,739,000株となっております。また、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は10.63%となっております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	292	288	236	248	276	317	319	295	293
最低(円)	249	205	211	206	239	255	267	264	265

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成しており、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	9,450	8,718
受取手形・完成工事未収入金等	4 10,869	13,861
未成工事支出金	1 4,105	2,722
商品及び製品	354	325
原材料及び貯蔵品	336	262
繰延税金資産	500	638
その他	195	68
貸倒引当金	14	41
流動資産合計	25,798	26,556
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	7,964	7,895
機械・運搬具	4,311	4,312
土地	11,662	11,628
その他	994	925
減価償却累計額	9,805	9,485
有形固定資産計	15,128	15,276
無形固定資産	30	31
投資その他の資産		
投資有価証券	2,160	2,158
繰延税金資産	466	451
その他	610	631
貸倒引当金	77	95
投資その他の資産計	3,159	3,145
固定資産合計	18,318	18,453
資産合計	44,116	45,009

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	4 3,462	4,494
支払信託	534	507
買掛金	588	413
短期借入金	2 3,441	2 3,206
1年内償還予定の社債	-	300
未払法人税等	167	211
未成工事受入金	1,586	701
完成工事補償引当金	83	107
賞与引当金	119	352
役員賞与引当金	-	59
工事損失引当金	1 24	24
その他	650	680
流動負債合計	10,658	11,059
固定負債		
長期借入金	787	2,008
退職給付引当金	1,054	1,050
役員退職慰労引当金	320	287
繰延税金負債	2,345	2,348
再評価に係る繰延税金負債	641	641
資産除去債務	23	-
負ののれん	54	66
その他	507	422
固定負債合計	5,734	6,825
負債合計	16,392	17,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,889	6,889
資本剰余金	999	999
利益剰余金	19,638	18,839
自己株式	1,743	1,741
株主資本合計	25,783	24,987
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	305	335
土地再評価差額金	767	767
為替換算調整勘定	188	204
評価・換算差額等合計	1,260	1,307
新株予約権	20	8
少数株主持分	658	820
純資産合計	27,724	27,124
負債純資産合計	44,116	45,009

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
完成工事高	27,090	22,675
完成工事原価	22,150	18,172
完成工事総利益	4,939	4,502
販売費及び一般管理費	₁ 3,035	₁ 3,035
営業利益	1,904	1,467
営業外収益		
受取利息	16	11
受取配当金	29	33
為替差益	41	-
不動産賃貸料	101	78
その他	49	70
営業外収益合計	238	195
営業外費用		
支払利息	82	43
為替差損	-	256
不動産賃貸原価	49	40
その他	47	49
営業外費用合計	179	389
経常利益	1,963	1,273
特別利益		
貸倒引当金戻入額	59	39
投資有価証券売却益	4	-
補助金収入	-	₂ 53
特別利益	63	92
特別損失		
投資有価証券評価損	51	68
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	22
特別損失合計	51	90
税金等調整前四半期純利益	1,976	1,275
法人税、住民税及び事業税	240	160
法人税等調整額	285	135
法人税等合計	525	295
少数株主損益調整前四半期純利益	-	980
少数株主利益又は少数株主損失 ()	44	158
四半期純利益	1,406	1,138

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
完成工事高	8,887	6,717
完成工事原価	7,193	5,559
完成工事総利益	1,694	1,157
販売費及び一般管理費	1 965	1 914
営業利益	729	243
営業外収益		
受取利息	3	4
受取配当金	1	4
不動産賃貸料	30	26
その他	23	25
営業外収益合計	59	60
営業外費用		
支払利息	23	11
為替差損	-	92
複合金融商品評価損	15	-
不動産賃貸原価	15	12
その他	7	30
営業外費用合計	61	147
経常利益	727	157
特別利益		
貸倒引当金戻入額	12	-
投資有価証券売却益	2	-
特別利益合計	14	-
特別損失		
投資有価証券評価損	51	16
特別損失合計	51	16
税金等調整前四半期純利益	690	141
法人税、住民税及び事業税	70	15
法人税等調整額	38	2
法人税等合計	109	13
少数株主損益調整前四半期純利益	-	128
少数株主利益又は少数株主損失()	4	35
四半期純利益	576	163

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,976	1,275
減価償却費	347	344
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	22
貸倒引当金の増減額(は減少)	123	45
工事損失引当金の増減額(は減少)	12	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	8	4
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	22	32
その他の引当金の増減額(は減少)	303	316
受取利息及び受取配当金	45	45
支払利息	82	43
為替差損益(は益)	16	51
複合金融商品評価損益(は益)	14	0
投資有価証券評価損益(は益)	51	68
投資有価証券売却損益(は益)	4	-
売上債権の増減額(は増加)	2,846	2,991
未成工事支出金の増減額(は増加)	1,840	1,383
たな卸資産の増減額(は増加)	16	102
未成工事受入金の増減額(は減少)	944	885
仕入債務の増減額(は減少)	2,128	807
その他	239	121
小計	1,620	2,897
利息及び配当金の受取額	51	46
利息の支払額	61	34
法人税等の支払額	316	187
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,293	2,721
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	997	1,143
定期預金の払戻による収入	1,091	125
投資有価証券の取得による支出	103	216
投資有価証券の売却及び償還による収入	12	100
有形固定資産の取得による支出	513	223
その他	130	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	380	1,346
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	100	300
短期借入金の純増減額(は減少)	291	30
長期借入れによる収入	1,300	150
長期借入金の返済による支出	2,433	1,105
ファイナンス・リース債務の返済による支出	0	-
少数株主への配当金の支払額	3	3
自己株式の取得による支出	456	2
配当金の支払額	316	313
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,302	1,606

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	55
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,394	286
現金及び現金同等物の期首残高	7,753	8,521
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 6,358	1 8,234

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益に与える影響は22百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました財務活動によるキャッシュ・フローの「ファイナンス・リース債務の返済による支出」は、重要性が低いため、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間における「ファイナンス・リース債務の返済による支出」の金額は0百万円であります。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																		
<p>1 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は3百万円であります。</p> <p>2 貸出コミットメントライン(融資枠)契約 運転資金の効率的な調達を行なうため、取引金融機関6行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>上記契約に基づく当第3四半期連結会計年度末日の借入未実行残高等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> </table> <p>4 四半期末日満期手形 四半期末日満期手形の会計処理につきましては手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">131百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントラインの総額	4,000百万円	借入実行残高	1,000	差引額	3,000	受取手形	94百万円	支払手形	131百万円	<p>2 貸出コミットメントライン(融資枠)契約 運転資金の効率的な調達を行なうため、取引金融機関6行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>上記契約に基づく当連結会計年度末日の借入未実行残高等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> </table> <p>3 保証債務 連結会社以外の会社の受注工事に対する契約履行保証に伴い、銀行が保証状発行を行ったことに対する保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">PT.TERAS TEKNIK PERDANA /PT. MEISEI INDONESIA JO</td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">53百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントラインの総額	4,000百万円	借入実行残高	1,000	差引額	3,000	PT.TERAS TEKNIK PERDANA /PT. MEISEI INDONESIA JO	53百万円
貸出コミットメントラインの総額	4,000百万円																		
借入実行残高	1,000																		
差引額	3,000																		
受取手形	94百万円																		
支払手形	131百万円																		
貸出コミットメントラインの総額	4,000百万円																		
借入実行残高	1,000																		
差引額	3,000																		
PT.TERAS TEKNIK PERDANA /PT. MEISEI INDONESIA JO	53百万円																		

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																		
<p>1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,174百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">109</td> </tr> </table>	従業員給料手当	1,174百万円	賞与引当金繰入額	74	役員退職慰労引当金繰入額	31	退職給付費用	109	<p>1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,167百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">61</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> </table> <p>2 補助金収入の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">新規産業立地事業費補助金</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> </table>	従業員給料手当	1,167百万円	賞与引当金繰入額	61	役員退職慰労引当金繰入額	31	退職給付費用	110	新規産業立地事業費補助金	53百万円
従業員給料手当	1,174百万円																		
賞与引当金繰入額	74																		
役員退職慰労引当金繰入額	31																		
退職給付費用	109																		
従業員給料手当	1,167百万円																		
賞与引当金繰入額	61																		
役員退職慰労引当金繰入額	31																		
退職給付費用	110																		
新規産業立地事業費補助金	53百万円																		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
従業員給料手当 310百万円	従業員給料手当 292百万円
賞与引当金繰入額 74	賞与引当金繰入額 61
役員退職慰労引当金繰入額 10	役員退職慰労引当金繰入額 10
退職給付費用 31	退職給付費用 33

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金預金勘定 6,555百万円	現金預金勘定 9,450百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 197	預入期間が3か月を超える定期預金 1,215
現金及び現金同等物 6,358	現金及び現金同等物 8,234

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 63,386千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,739千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 20百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	169	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	169	3	平成22年9月30日	平成22年11月19日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日～平成21年12月31日)

	建設工事業 (百万円)	機械器具製造業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,601	1,286	8,887	-	8,887
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	51	51	(51)	-
計	7,601	1,337	8,939	(51)	8,887
営業利益	536	182	718	10	729

前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日～平成21年12月31日)

	建設工事業 (百万円)	機械器具製造業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	24,553	2,536	27,090	-	27,090
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	343	349	(349)	-
計	24,559	2,879	27,439	(349)	27,090
営業利益	1,643	229	1,873	31	1,904

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品及び役務の名称

事業区分は製品及び役務の機能別種類により区分しております。

建設工事業 : 熱絶縁工事、建築工事及び内装仕上工事他

機械器具製造業 : 各種ボイラの製造据付、産業用機械の製造据付

2. 会計基準の変更

前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日～平成21年12月31日)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、完成工事高及び完成工事原価の計上基準を変更しております。この結果、従来の方法に比較して当第3四半期連結累計期間の売上高は、建設工事業が2,130百万円増加し、機械器具製造業が73百万円増加しております。

また、営業利益は、建設工事業が187百万円増加し、機械器具製造業が10百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日～平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日～平成21年12月31日)

日本の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日～平成21年12月31日)

	アジア	アフリカ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	622	668	4	1,296
連結売上高(百万円)				8,887
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	7.0	7.5	0.1	14.6

前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日～平成21年12月31日)

	アジア	アフリカ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,447	746	87	2,280
連結売上高(百万円)				27,090
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.3	2.8	0.3	8.4

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア.....シンガポール、インドネシア、タイ
 (2) アフリカ.....エジプト
 (3) その他の地域.....チリ
 3. 海外売上高は、連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、断熱工事業を中心とした建設工事業及びボイラの製造・据付等を行うボイラ事業で構成されております。

したがって、当社グループにおいては「建設工事業」及び「ボイラ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「建設工事業」においては当社と国内及び東南アジア地区等での現地法人を含めた連結子会社11社が、熱絶縁工事、建築工事及び内装仕上工事等を行っております。「ボイラ事業」においては連結子会社1社(株よしみね)が各種ボイラの製造据付、産業用機械の製造据付を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	建設工事業	ボイラ事業	計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	20,322	2,353	22,675	-	22,675
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	76	76	(76)	-
計	20,322	2,429	22,752	(76)	22,675
セグメント利益又は損失()	1,478	38	1,439	28	1,467

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日～平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	建設工事業	ボイラ事業	計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	5,931	786	6,717	-	6,717
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	8	8	(8)	-
計	5,931	794	6,726	(8)	6,717
セグメント利益又は損失()	250	16	234	9	243

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引の消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 477.42円	1株当たり純資産額 464.12円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 24.35円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 20.10円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 20.09円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,406	1,138
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,406	1,138
期中平均株式数(千株)	57,784	56,652
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	13
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年7月23日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数305千株)	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 10.03円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 2.89円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2.89円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	576	163
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	576	163
期中平均株式数(千株)	57,520	56,650
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	44
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年7月23日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数305千株)	-

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....169百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年11月19日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀沖 正典 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明星工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹 伸幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明星工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。